# 1. 子ども・子育て支援金制度について

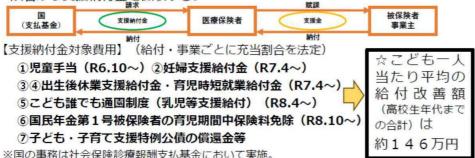


## 子ども・子育て支援金制度

「加速化プラン」における少子化対策の抜本的強化に当たり、子育で世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、 少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体に、医療保険の保険料とあわせて、令和8年度から拠出いただく。

#### 1. 子ども・子育て支援法

政府は、支援納付金対象費用に充てるため、令和8年度から毎年度、医療保 険者から支援納付金を徴収する。



- ※国の事務は社会保険診療報酬支払基金において実施。
- ※令和6~10年度までの財源は、子ども・子育て支援特例公債の発行により賄う。
- ※支援納付金に関する重要事項については、こども家庭審議会の意見を聴取する。

#### 2. 医療保険各法等

- 医療保険者は、医療保険制度上の給付に 係る保険料や介護保険料とあわせて、子ど も・子育て支援金を徴収する。
- 健康保険法において、保険料の規定に、一般保険 料率と区分して子ども・子育て支援金率を規定。 子ども・子育て支援金率は、政令で定める率の範 囲内において、保険者が定める(総報酬割である ことを踏まえ、実務上、国が一律の率を示す)。
- 医療保険制度の取扱いを踏まえ、支援金 の被保険者等への賦課・徴収の方法、国民 健康保険等における低所得者軽減措置、医 療保険者に対する財政支援等を定める。
- 国民健康保険においては、18歳以下の支援金均 等割額の全額軽減措置を講ずる。

#### 子ども・子育て支援納付金 (総額) 保険料負担に応じて按分 ※令和8・9年度は、8:92 その他 後期高齢者 (現役世代) 加入者割 被用者保険 国民健康保険 総報酬割 共済組合 健保組合 協会けんぽ

#### 3. 改正法附則(経過措置·留意事項)

- 全世代型社会保障改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生 じさせ、支援金制度の導入による社会保障負担率の上昇の効果がこれを超えない ようにする。 社会保障負担率= •
- 令和8~10年度までの支援納付金の総額のうち被保険者又は事業主が全体とし て負担する具体的な額の目安(令和8年度概ね6,000億円、9年度概ね8,000億円、 円、10年度概ね1兆円)
  - ※ 個々人の支援金額は加入する医療保険、世帯、所得の状況等によって異なる が、全加入者1人当たりの平均月額(見込み)は、令和8年度250円、9年度 350円、10年度450円程度と推計

# 1. 子ども・子育て支援金制度について

## 参考資料 ②

(日類 支持令額(150円丸)水(足除約額(1100円丸水)

## 子とも・子育て支援金に関する試算(医療保険加入者一人当たり平均月額)

	加入者一人当たり支援金額			(参考)加入者一人当たり 医療保険料額 (令和3年度実績)	(参考)
	令和8年度見込み額	令和9年度見込み額	令和10年度見込み額(①)	(②)	0/2
全制度平均	250ฅ	<b>350</b> 円	<b>450</b> ⊓	9,500円	4.7%
被用者保険	300円 (参考)被保険者一人当たり 450円	400円 (参考)被保険者一人当たり 600円	500円 (参考)被保険者一人当たり 800円	10,800円 (参考)被保険者一人当たり 17,900円	4.5%
協会けんぽ	250円 (参考)被保険者一人当たり 400円	350円 (参考)被保険者一人当たり 550円	450円 (参考)被保険者一人当たり 700円	10,200円 (参考)被保険者一人当たり 16,300円	4.3%
de 保組合	300円 (参考)被保険者一人当たり 500円	400円 (参考)被保険者一人当たり 700円	500円 (参考)被保険者―人当たり 850円	11,300円 (参考)被保険者一人当たり 19,300円	4.6%
共済組合	350円 (参考)被保険者一人当たり	450円 (参考)被保険者一人当たり 750円	600円 (参考)被保険者一人当たり 950円	11,800円 (参考)被保険者一人当たり 21,600円	4.9%
国民健康保険 (市町村国保)	250円 (参考) 一世帯当たり 350円	300円 (参考) 一世帯当たり 450円	400円 (参考) 一世帯当たり 600円	7,400円 (参考) 一世帯当たり 11,300円	5.3%
後期高齢者 医療制度	200円	250円	350円	6,300円	5.3%

(注1)本推計は、一定の仮定をおいて行ったものであり、結果は相当程度の幅をもってみる必要がある。金額は事業主負担分を除いた本人拠出分であり、被用者保険においては別途事業主が労使折半の考えの下で拠出。なお、被用者保険間の按分は総報酬割であることを陸まえ、実務上、国が一律の支援金率を示すこととする。

(注2)被用者保険の年収別の支援金額については、数年後の資金水準によることから、試算することは難しいものの、参考として、令和3年度実績の総報酬で機械的に一人当たり支援金額(50円丸め、月額、令和10年度)を計算すると(\*)、年収200万円の場合350円、同400万円の場合650円、同600万円の場合1,350円、同1,000万円の場合1,550円、総報酬利のあることから協会けんぼ、健保組合、共済組合で共通)。ただし、政府が総力をおげて取り組む賃上げにより、今後、総報酬の伸びが進んだ場合には、数字が下がっていてことが想定される。詳細は令和6年4月9日とども家庭庁「被用者の年収別の支援金額(機械的な計算)について」を参照。\*令和10年度に被用者保険において拠出いただく8,900億円について、賃上げが入強へ進む前の令和3年度の総報酬である222兆円で割ると0.4%であることから、労使折半の下、本人拠出を2000億円について、賃上げが入強へ進む前の令和3年度の総報酬である222兆円で割ると0.4%であることから、労使折半の下、本人拠出を0.2%として計算。

(注3)国民健康保険の1世帯当たりの金額は令和3年度における実態を基に計算している。

(注4)国民健康保険の支援金については、医療分と同様に低所得者軽減を行い、例えば夫婦子1人の3人世帯(夫の給与収入のみ)における一人当たり支援金額(50円丸め、月額、令和10年度)でみると、年収80万円の場合50円 (応益分7割軽減)、同160万円の場合200円(同ち割軽減)、同200万円の場合250円(同2割軽減)、同300万円の場合400円(同2割軽減)。国保の被用者の世帯では、これらの層がボリュームメーンであり、年収400万円以上については仕約1割と対象が限定されるため(\*\*)、この層をさらに細かく区切ってみていくことについては留意が必要であるが、以下、参考として、同400万円の場合550円(軽減なし、以下同じ)、同600万円の場合800円、同800万円の場合1,100円。なお、支援金制度が少予化対策にかかるものであることに鑑み、こどもがいる世帯の拠出額が増えないよう、こども(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である者)についての均等割額は全額軽減。\*年収600万円は上位約5%、800万円は約2%に該当。年収1,000万円は上位約15%、800万円は約2%に該当。年収1,000万円は上位約15%、800万円は約2%に該当、といての対策制度は全額軽減。

(注5)後期高齢者医療制度の支援金についても、医療分と同様に低所得者軽減を行い、例えば単身世帯(年金収入のみ)における一人当たり支援金額(50円丸め、月額、令和10年度)でみると、年収80万円の場合50円(均等割7割軽減)、同160万円の場合100円(同7割軽減)、同160万円の場合100円(同7割軽減)、同160万円の場合50円(同2割軽減)、同160万円の場合50円(同2割軽減)、同200万円の場合50円(同2割軽減)、年金収入のみの者では、これらの層がボリュームゾーンであり、年収250万円以上については上位約1割と対象が限定されるため(\*\*)、この層をさらに細かく区切ってみていくことについては留意が必要であるが、以下、参考として、同250万円の場合550円(軽減なし、以下同じ)、同300万円の場合750円。 \*年金収入300万円は上位約5%に該当。年金収入400万円以上は上位約1%に該当し、年金給付額が一定範囲にあるため例外的なケースであるほか、現時点で令和10年度における賦課上限を定めることができないため、金額は一概にいうない。

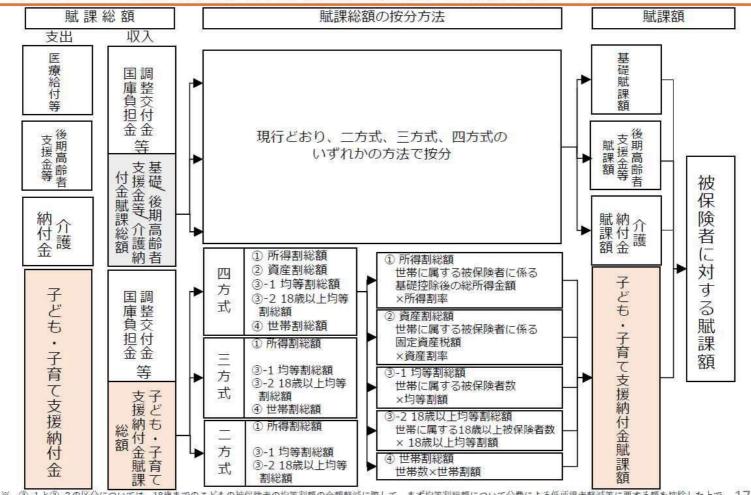
(注6)介護分の保険料額は、第1号保険者(65歳~)の1人当たり月額(基準額の全国加重平均)で6,014円(令和5年度)、第2号被保険者(40~64歳)の1人当たり月額(事業主負担分、公費分を含む)で6,276円(令和6年度見込績)

# 1. 子ども・子育て支援金制度について

## 参考資料 ②



### 支援金制度導入後の国民健康保険制度(現段階のイメージ)



※ ③-1と③-2の区分については、18歳までのこどもの被保険者の均等割額の全額軽減に際して、まず均等割総額について公費による低所得者軽減等に要する額を控除した上で、17 その残額を18歳以上被保険者に賦課することとするため、均等割総額とは別に18歳以上均等割総額を設けている。